

公立大学法人旭川市立大学中期目標について

公立大学法人旭川市立大学中期目標を次のとおり定めたいので、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

公立大学法人旭川市立大学中期目標

はじめに

旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部は、学校法人旭川大学が有していた旭川大学及び旭川大学短期大学部を母体としており、いずれも半世紀を超える歴史の中で、本市のみならず、道北地域をはじめ道内に多くの人材を供給し続けるとともに、高等教育機関としての知見を地域や社会に還元してきたところである。

しかし、北海道第2の都市である本市においては、高校卒業者が市外の大学へと進学する傾向が続いたことから、旭川大学及び旭川大学短期大学部は、学生確保が徐々に厳しくなり、大学運営にも影響が及んできている状況であった。

こうした状況にある中、デザイン系の学部を有していた私立大学の撤退を機に、「公立ものづくり大学」設置についての署名が本市に提出され、平成25年度から公立大学の設置について検討を始めた。その後、平成28年に学校法人旭川大学から本市に対して、同法人を公立大学法人化することについて要望を受けたことから、旭川大学をベースとした設置の検討を進めてきた。その結果、令和5年4月に公立大学法人旭川市立大学を設置し、旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部を開学することとなった。

本市は、学校法人旭川大学の「地域に根ざし、地域を拓き、地域に開かれた大学」という建学の理念を踏まえつつも、公立の高等教育機関を運営することに鑑み、その理念を「豊かな人間性と国際的な視野を有し自律した人材を育成する大学」、「創造と実践で時代を切り拓く大学」、「知の拠点として地域社会に貢献する大学」と発展させ、公立大学法人旭川市立大学がこの理念の下、これからの社会を支える実践的な能力を有する人材を育成するとともに、教育・研究を還元することにより、地域社会に貢献する大学としての存在感を高めていくことを目指すために、この中期目標を定める。

1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

(1) 中期目標の期間

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで（2023年4月1日から2029年3月31日まで）の6年間とする。

(2) 教育研究上の基本組織

旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部に、次に掲げる教育研究上の基本組織を置く。

ア 旭川市立大学

学 部	経済学部
	保健福祉学部
研究科	地域政策研究科

イ 旭川市立大学短期大学部

学 科	食物栄養学科
	幼児教育学科

なお、本中期目標の期間中に旭川市立大学に新学部を設置することを目指す。

2 教育等に関する目標

(1) 学生の受入れに関する目標

教育の特長や求める学生像について、本市をはじめとして広く周知することで、学ぶ意欲をもった学生の確保に努めるとともに、資格取得等の様々な目的をもった社会人や留学生等、多様な人材の受入れを推進する。

(2) 学生及び卒業生への支援に関する目標

全ての学生が安心して大学生活を送ることができるよう就学支援、進路相談等の教職員による相談体制を整えるとともに、幅広い分野における企業でのインターンシップの拡充によりキャリア支援の充実を図る。

また、同窓会、後援会等との連携を強化し、学生及び卒業生に対する幅広い支援体制の構築を図る。

(3) 教育に関する目標

ア 学士課程

広範な基礎的知識と専門分野における実践的スキルを修得するとともに、地域活動や現場での実習等によりコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力などの社会人基礎力を高め、広く社会で活躍できる人材を育成する。あわせて、国家資格の取得率向上や各種資格取得の促進を図るとともに、語学教育などに力を注ぎ国際的な視野も兼ね備えた人材の育成を目指す。

イ 修士課程

高度で広範な知見を有することで、社会変動を敏速に察知し、地域に及ぼす影響や地域の動向を深く洞察し、地域課題の解決のみならず、地域政策を提案し地域社会を牽引

する人材の育成を目指す。

ウ 短期大学士課程

食，教育，福祉の分野において専門的に対応できる知識，技術及び資格を身に付け，地域の要請に応えるとともに，他者に寄り添うことのできる豊かな人間性をもった人材の育成を目指す。

3 研究に関する目標

地域課題の発見・解決に資する研究を推進し，地域社会に還元するとともに，多様な研究テーマの発掘，科学研究費助成事業等の競争的外部資金の獲得に取り組み，研究活動の向上を目指す。

4 地域貢献に関する目標

幅広く市民等を対象とした生涯学習の場の提供をはじめ，教育，国際交流，地域産業等の様々な分野における地域のニーズに応じた活動を行うとともに，地域で活躍している職業人のスキル向上のための公開講座等を開設する。

また，各種団体，企業等と連携して様々な分野における地域課題の解決に向けた取組を行い，地域の発展に寄与するとともに，学生がインターンシップなどを通じて地域の産業や教育・福祉の現場を知る機会を増やし，さらに，学生が地域企業等との交流などを通じて地域の魅力に触れる機会を設けることにより，地域への定着の推進を図る。

あわせて，高大連携の推進により，高校生等が高等教育に触れる機会を増やし，地域の学修意欲の向上に寄与する。

5 国際交流に関する目標

連携協定等を締結している大学との国際交流を積極的に推進することで，学生の国際的な視野を養うとともに，学生の海外留学や海外研修の派遣先などを拡充することで，より多様な交流が行える環境を整える。

6 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(1) 運営体制の改善に関する目標

経営部門の責任者である理事長と教学部門の責任者である学長の主導の下，内部統制を

整備，強化し，教職員の経営意識の醸成を図りながら効率的な経営を行い，社会に信頼される安定した大学運営の確立を目指す。

(2) 事務等の効率化及び合理化に関する目標

事務処理等の省力化，職員の事務処理能力向上の取組等を推進し，大学運営に関する事務等の効率化・合理化を図る。

(3) 人事制度に関する目標

大学運営の質の向上を図るため，教職員の任用，評価，給与等の人事制度の整備と改善を行う。また，教職員の定年延長など社会の変化に応じた働き方について検討を進める。

7 財務内容の改善に関する目標

(1) 自己収入の確保に関する目標

科学研究費助成事業等の競争的外部資金の獲得，受託研究資金の受入れ，寄附金収入の確保等に努め，財政基盤の安定化を図る。

(2) 経費節減に関する目標

教育水準の維持向上に配慮しながら適切に予算配分するとともに，効率的で合理的な予算執行により経費の節減に努める。

8 自己点検，評価及び情報公開に関する目標

(1) 自己点検及び評価に関する目標

第三者機関による認証評価や旭川市公立大学法人評価委員会による評価の結果を活用するとともに，自己点検及び評価を定期的を実施し，これらの結果を公表することにより，教育研究活動及び業務運営の質の向上に努める。

(2) 情報公開に関する目標

中期計画や財務諸表など法令上公表が義務付けられている事項のほか，教育研究活動や地域貢献活動なども積極的に公表する。また，進学を検討している学生が必要とする情報を速やかに公開することで，より多くの学生に選ばれる大学を目指す。

9 その他業務運営に関する目標

(1) 法令遵守及び人権の尊重に関する目標

法令，学内規則等の遵守を徹底するとともに，ハラスメントなどの人権侵害の防止に向

けた取組を推進する。

(2) 危機管理に関する目標

防犯，防災，情報セキュリティ等のための危機管理体制を整備し，安全な教育研究環境の確保に努める。

(3) 施設・設備の適切な維持管理及び活用に関する目標

良好な教育研究環境を保つため，施設・設備の計画的な維持管理を行うとともに，必要な設備や機器の更新等の整備を行い，教育研究環境の充実に努める。また，教育研究及び管理に支障のない範囲において，施設・設備の地域での活用を図る。

(4) 教育環境の整備に関する目標

学内のICT環境の整備・充実に努めることにより，学生の学習環境の情報化を推進し，学習データを活用したきめ細かな支援・指導に努める。